

令和5年度沼津市立地適正化計画改定業務委託公募仕様書

本仕様書は、「令和5年度沼津市立地適正化計画改定業務委託（以下「本業務」という。）」の内容を示すものである。

1 業務委託名

令和5年度沼津市立地適正化計画改定業務委託

2 業務目的

本業務は、平成31年3月に策定した立地適正化計画が令和5年度に5年ごとの評価時期を迎えることから、現計画策定後に策定された総合計画をはじめとした各種計画や社会情勢の変化等を踏まえ、現計画を検証し本市のまちづくりに即した改定を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 社会情勢等の変化の整理と計画への影響分析

① 上位関連計画との関連の整理

現計画策定以降に策定された第5次沼津市総合計画、沼津市地域公共交通計画、沼津市中心市街地まちづくり戦略などの上位関連計画及び令和4年度に作成予定の防災指針（案）との関連を整理し、計画の更新が必要な箇所を確認する。

② 社会情勢等の変化と計画への影響

現計画策定以降の社会情勢等の変化を調査・整理し、計画への影響を考察する。主な視点として、人口分布、中心市街地まちづくりに係る各種取組、公共交通網の現状等があるが、その他、必要に応じ市と協議する。また、国等の立地適正化計画に関する動向を調査し、本市まちづくりへの反映を検討する。

③ 記載内容の更新と補足分析

上記の検討を踏まえ、現計画の記載内容を更新する。この際、必要に応じ、データ分析を補足するとともに、市の方向性を整理する。

(2) 改定に係る基本的考え方の整理

① 都市機能誘導区域に係る見直しの検討

これまでの施策等の状況や(1)を踏まえ、都市機能誘導区域に係る見直しについて検討を行う。区域設定や届出制度等の内容に変更が生じた場合には、新たな運用に向け必要となる資料を作成する。

② 居住誘導区域に係る見直しの検討

これまでの施策等の状況や(1)を踏まえ、居住誘導区域に係る見直しについて検討を行う。区域設定や届出制度等の内容に変更が生じた場合には、新たな運用に向け必要となる資料を作成する。

(3) 計画改定案の作成

検討結果を踏まえ、計画改定案を作成する。

(4) 会議の運営支援

① 検討委員会の運営支援

沼津市立地適正化計画検討委員会での検討にあたり、必要な資料作成及び支援を行う。
会議は2回を想定する。

② 住民説明会の運営支援

住民説明会に必要な資料作成及び支援を行う。なお、作成にあたって一般の方でも分かりやすい内容の説明用資料とすること。

(5) 立地適正化計画改定版 計画書作成

沼津市立地適正化計画改定版を作成する。完成品は電子媒体での提出とする。

なお、計画書作成にあたり、令和4年度に作成予定の沼津市防災指針（案）を立地適正化計画改定版に盛り込む。

(6) 第2次沼津市都市計画マスタープランの修正

沼津市立地適正化計画や第5次沼津市総合計画等の改定に伴い、第2次沼津市都市計画マスタープランに記載されている各種データ（国勢調査等）の修正及び記載事項の時点修正を行う。完成品は電子媒体での提出とする。

(7) 打合せ協議

業務を効率的・効果的に進めるため、市と打合せ協議を行う。なお、実施回数は5回（着手時、中間時3回、納品時）とする。

4 成果品等

作業成果及び打合せ等の経過について、業務報告書として取りまとめる。

(1) 業務報告書

(2) 上記及び策定のため収集した資料の電子データ一式（CD-ROM等）

※Microsoft製Word又はExcel等で編集可能な電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、本市の了解を得るものとする。また、業務委託契約後に作成する必要が生じた電子データの形式については、本市との協議により検討することとする（想定される形式としては、PDF、GIS データ（Shape形式）及びCAD データ等）。

5 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に本市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

6 資料の貸与

業務の遂行上必要な資料で、本市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務終了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、本市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、本市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

7 その他

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、沼津市個人情報保護条例（平成12年条例第 38 号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、本市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。